

随意契約の見直し状況について(平成22年4月1日現在)

1 随意契約の見直しの状況

	1 見直し済み	2 見直し中	3 見直し予定	4 今後検討予定
都道府県	46	1	0	0
政令指定都市	15	4	0	0
市区町村	1,470	155	94	12
合計	1,531	160	94	12

2 随意契約の見直しに関する計画等の策定状況

	1 平成21年度中に策定	2 平成22年度中に策定予定	3 平成20年度以前に策定	4 策定の予定なし(運用面・契約規則等の見直しのみを行う。)	5 今後策定予定
都道府県	1	0	14	32	0
政令指定都市	2	0	6	11	0
市区町村	19	37	90	1,573	12
合計	22	37	110	1,616	12

3 随意契約の見直しの対象について(契約の種類)

	1 金額にかかわらず、すべての随意契約について見直しの対象とする	2 地方自治法施行令第167条の2第1項各号(ただし、第1号を除く。)に掲げるものについては、すべて見直しの対象とする。	3 地方自治法施行令第167条の2第1項各号(ただし、第1号を除く。)に掲げるもののうち、第1号の規定に基づき各団体において規則で定めた金額を超えるものを対象とする。	4 2のうち対象を限定(例えば、公共工事に限る等。)し、見直しの対象とする。	5 3のうち対象を限定(例えば、公共工事に限る等。)し、見直しの対象とする。	6 その他
都道府県	14	7	11	2	4	9
政令指定都市	4	3	2	2	1	7
市区町村	477	193	451	29	70	511
合計	495	203	464	33	75	527

※問3において、4または5と回答した場合のみ

3-2 随意契約の見直しの対象について(複数回答あり)

	ア 工事の請負	イ 製造の請負	ウ 財産の買入れ	エ 物件の借入れ	オ 財産の売払い	カ 物件の貸付け	キ ア～カに掲げるもの以外のもの
都道府県	2	1	0	1	0	0	5
政令指定都市	0	1	1	1	1	0	3
市区町村	80	46	28	29	11	6	37
合計	82	48	29	31	12	6	45

4 随意契約の見直しの対象について(契約の相手方)

	1 すべての随意契約の相手方を見直しの対象とする。	2 第三セクター等との契約を見直しの対象とする。	3 2のうち一定の基準を満たす第三セクター等との契約を見直しの対象とする。	4 その他
都道府県	43	1	0	3
政令指定都市	14	2	0	3
市区町村	1,255	6	2	463
合計	1,312	9	2	469

※問4において、2または3と回答した場合のみ

4-2 随意契約の見直しの対象について(複数回答あり)

	ア 地方公共団体が出資または出えんを行っている商法法人、一般社団・財団法人(旧民法法人を含む)	イ 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社	ウ 地方独立行政法人	エ ア～ウに掲げるもの以外のもの
都道府県	1	1	0	1
政令指定都市	2	2	0	2
市区町村	8	1	0	0
合計	11	4	0	3

5 随意契約の見直しの効果(フォローアップの有無)

	1 実施済みまたは実施中	2 実施予定	3 実施の予定なし
都道府県	26	4	17
政令指定都市	3	3	13
市区町村	261	218	1,252
合計	290	225	1,282

6 フォローアップの効果の評価手法

	1 数値	2 手続	3 その他
都道府県	21	15	0
政令指定都市	2	1	1
市区町村	115	133	12
合計	138	149	13